

大山しのぶ後援会
ニュースレター

風

■編集・発行／やしおマメ俱楽部 TEL340-0815 八潮市八潮2-18-8 Tel.048-994-6000

◆年頭所感◆

2008年を迎えて…

人と人とのつながりと、 地域社会を大切にする! そんな政治を進めよう。

新しい年を迎え、皆様にはご健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は私の政治活動に対し、ご支援、ご協力を賜りまして、本当にありがとうございました。心よりあつく御礼申し上げます。



いざなぎ景気を越えた過去最長といわれる景気拡大とはうらはらに、都市と地方の格差の広がりが見られ、コンプライアンス(法令順守)が叫ばれる中、経営の腐食が進行した昨年一。

私達の命の源である食品の偽装、マンション等の構造計算書偽装、はたまた道路・橋梁建材の強度偽装などなど地域社会、経済を巻き込んだ重大事件が相次いで発生、発覚しました。

(2面へ続く)

contents

年頭所感.....	1 2 3
告 知.....	3
定例会報告.....	4 5 6
ガイドラインについて.....	7
プロフィール・ご意見募集.....	8

埼玉県議会議員

大山しのぶ

度重なる謝罪の会見を見て、激しい怒りと「またか」という大きな落胆の気持ちを持ったのは私だけではないはずです。



年頭所感

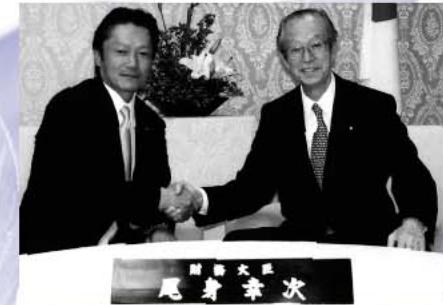
自由と引き替えに 失ったものとは…。

前号(風Vol.23)でも述べたように、いまの私達の社会は、少年少女の「いじめ」や犯罪の低年齢化や引きこもり、自殺などの社会的病理現象、多発する犯罪や治安の悪化、社会秩序の衰退という社会的危機に直面しているのです。

私達の社会が、今日、自由という名のもとに失いつつあるもの。それは、ほかならぬ「社会」という価値ではないでしょうか。

社会の歪みは、政治・経済だけでなく、治安の悪化、道徳の荒廃といった地域社会や人の心の分野にまで及んでいます。

我先に高く登ろうといがみ合うのではなく、人と人がつながり、分かち合い、豊かで安全な社会の創造に向けて取り組んでいく時ではないでしょうか。



今日私達は、これまでに経験したことのない人口減少と少子高齢化社会時代を迎えております。そうした社会環境の変化においても安心と生きがいのもてる社会を創り次の世代へつなげていく責任があります。

それには、個人個人の役割と力、地域社会の役割と力をもう一度見直していくことが必要です。

年頭所感

地域の活力の源泉は すべて「人」にある。

まちづくりにおいても豊かな文化や地域の活力経済の源泉は「人」にあります。

すべての県民が、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、学びそして活動できる社会を創ることが「社会」という価値の再生につながるのではないかでしょうか。

お互いに協力し、助け合って、友人、隣人そして地域でも一緒に生きているという感情や気概の共有と信頼に支えられて、初めて親子の関係、友人関係、そして地域社会が成り立つのです。

こうした社会基盤の上に多彩な生き方、多様な社会・経済活動が可能になるのです。同時に多様な社会・経済活動を続ける上で、大事なのは、自分を生かすチャンスを発見するとともに、こうしたチャンスを生かすための公共的な仕組みが社会に整備されていることが必要です。

県民の願いは、生活の安定と将来への明るい見通しであります。

現代は、効率至上主義が行き過ぎたため、地球環境に大きな負荷を与え、温暖化対策が急務となっております。私たちの社会が今後も快適で、安心して暮らしていくためには、環境と調和した循環型社会への転換が必要です。



また、市場原理の中に社会的弱者といわれる方々をともすれば置き去りにしてきました。子育てをしながらも働く環境、正規雇用、非正規雇用を問わず、汗して働いた労働への対価や、保険制度の充実など、誰もが孤立したり、疎外されない社会づくりが求められています。

◆
誰しもが安心して働く労働環境、生きがいを持つ活動できる地域社会。

こうした社会参加の促進と交流の拡大を図る政策を



進め、誰もが自らの責任と自覚を果たし、自助、共助、公助を組み合わせて連帯と共生による健全で生きがいのもてる豊かな地域社会づくりを進めていかなければなりません。



互いの対話と協働で、政策を進めよう。

本年も皆様と素直に、そして広く語り合いながら、環境、福祉、教育、農林商工業、まちづくりにおける政策をつくり、国民生活に「安心」を届け、八潮の「元気」を高める施策の実施に向け、精一杯、政治活動に取り組んでまいります。お互いに力を合わせ、自立と共生の社会を創ってまいりましょう。

私、大山しのぶの政治活動に本年もご支援、ご協力をお願いいたします。平成20年が皆様にとりまして素晴らしい年となりますことをお祈り申し上げます。

埼玉県議会議員 **大山しのぶ**



大山しのぶ県議とともに1年のスタートを
語り合いましょう。
詳細はお問い合わせ下さい。

日時

1月7日(月)
午後7時~

場所

メセナ集会室



恒例の新年報告会を行います。

■お問い合わせは Tel.

048-994-6000



声を聞きたい 伝えたい—今期もミニ集会を開催します。
開催希望の方、お気軽に事務所までご連絡下さい。

■お問い合わせ、連絡先は
Tel.

048-994-6000

平成19年 9月定例議会のご報告 9月議会の補正予算!!

一般会計の補正予算額は、**2億3,229万6千円+20億8,576万円**が可決。
既定予算との累計額は、**1兆7,131億8,905万6千円**。

平成19年9月定例会は、9月26日（水）から10月16日（火）までの会期日程で行われました。9月定例会では「平成19年度埼玉県一般会計補正予算」が編成されました。一般会計補正予算の主なものは以下のとおりです。

児童虐待防止のために 新規事業

●オレンジリボンキャンペーン（児童虐待防止に 向けた啓発活動）の推進…500万円

増え続ける児童虐待の防止を図るため、本年11月の児童虐待防止推進月間にあわせて、「オレンジリボンキャンペーン」を推進するものです。



「オレンジリボンキャンペーン」は、児童虐待防止の象徴としてオレンジ色のリボンを広める市民運動

で、県内主要駅での啓発用シールの掲示や、キャンペーンに協力していただく店舗での啓発活動により、幅広く児童虐待防止の機運を盛り上げるもので

●公共事業の国庫補助内定差等の整理…

1億6373万1千円

道路・河川の公共事業については、国庫支出金の内定等に伴い、所要の補正を行うものです。特に道路事業につきましては、県政の着実な発展を図るために、圏央道に関連する道路等において事業量を確保し実施していくものです。

このほか、農林総合研究センターにおいて、農林水産省の提案公募に採択された研究などにつきまして、所要の予算措置を講じ実施してまいります。

この結果、一般会計の補正予算額は、2億3,229万6千円となり、既定予算との累計額は、1兆7,111億329万6千円となりました。

台風9号の災害復旧に 予算措置

その他の議案のうち主なものは次のとおりです。

「平成19年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第1号）」は、圏央道周辺地域において新たな産業団地整備事業の可能性を判断するため、追加調査を実施するものです。圏央道の開通にあわせた産業集積の早期実現を図るため必要なものです。

「埼玉県県営住宅条例等の一部を改正する条例」は、

県営住宅等における入居者の安全と平穏の確保を図るため、暴力団員の入居を排除する規定を追加等するものです。

去る4月に東京都町田市内の都営住宅において、暴力団員が自室に立てこもり、拳銃を発砲し、入居者等の安全を脅かす事件が発生しました。この事件により、公営住宅に暴力団員が入居することの危険性や問題が浮き彫りとなりました。このため、入居者資格の要件に暴力団員でないことを追加するなど、所要の改正を行うものです。

また、平成19年9月26日招集の定例県議会における追加議案(平成19年10月1日)として、去る9月4日から7日にかけての台風9号による災害の復旧について、所要の予算措置を講じるため、森林管理道などの農林施設、及び道路、河川などの土木施設の災害復旧に要する経費、合計20億8,576万円が可決されました。

これによりまして、予算の累計額は、1兆7,131億8,905万6千円となりました。

また、9月定例会では、「救急医療体制の整備・充実に関する意見書」「事業承継円滑化のための税制措置等に関する意見書」等5つの意見書、1つの決議、1つの請願が採択されました。

平成19年 12月定例議会のご報告 12月議会の補正予算!!

一般会計の補正予算額は、**48億5,068万5千円**。

既定予算との累計額は、**1兆7,180億3,974万1千円**。

平成19年12月定例会は、12月4日（火）から12月21日（金）までの会期日程で行われました。12月議会では「平成19年度埼玉県一般会計補正予算」を9月議会に続いて編成をしました。以下、一般会計補正予算の主なものを説明いたします。

障害者の自立、医療環境整備等に新規事業

●障害者就労訓練設備等整備事業費…3839万2千円

まず、障害のある方が自立した社会生活を送る上で、就労することは大変重要なことです。

このため、障害者施設が就労支援を進める上で必要となる設備の整備に要する経費について、国庫補助制度を活用して助成を行なうものです。

●看護師等養成所整備事業費補助…3799万2千円

県民の健康水準・医療水準を引き上げるために、歯科衛生士や理学療法士などの医療技術者の養成が不可欠であります。

このため、歯科衛生士養成所等の施設整備に要する経費について、国庫補助制度を活用して助成を行なうものです。

●看護師離職防止施設整備費補助…2969万円

病院が行う看護師宿舎及びナースステーションの整備等に要する経費の一部を補助することにより、看護職員の定着を図るもので

●元金償還金…40億3061万1千円

地方公共団体の公債費負担の軽減対策として、平

成19年度から3年間、公的資金による地方債の繰上償還が実施されることになりました。

そこで、本県において対象となる高金利の県債について繰上償還を行うことにより、将来の公債費負担の軽減を図るためのものです。

このほか、指定管理者の指定議案の提出と併せて、公募により管理者を募集した施設について、指定期間内の管理に要する経費を債務負担行為として設定するものがあります

この結果、一般会計の補正予算額は、48億5,068万5千円となります。既定予算との累計額は、1兆7,180億3,974万1千円となっています。



次に、その他の議案のうち主なものを説明いたします。

「平成19年度埼玉県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)」「平成19年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)」など4議案は、一般会計と同様に高金利の県債について繰上償還を行うものです。

「埼玉県地域振興センター設置条例」は、9か所の地

域振興センターを新たに設置するものです。これは、現在の地域創造センターが持つ地域振興機能を強化とともに、県民生活の支援や産業振興、雇用対策を一体的に推進する体制を整備するためのものです。

私たちの八潮市の所管は、草加市、越谷市、三郷市などともに埼玉県東部地域振興センター(春日部市)があたります。

知事の期末手当20%減額、県の組織の変更も

「知事の期末手当の特例に関する条例」は、知事の2期目の任期である平成23年8月30日まで、期末手当の額を20%減額する特例を定めるものです。

「埼玉県部設置条例の一部を改正する条例」は、「総合政策部」と「総務部」を「企画財政部」、「総務部」及び「県民生活部」に再編するもの。これは政策と財政の連携強化など、政策課題により効果的・効率的に対応できる組織とともに、県民が互いに支え合う社会をつくるための取組の支援体制の強化を図るもので

給料表の引上げ、地域手当の県内一律支給及び引上げ、勤勉手当の年間0.05月分の引上げなどの勧告が行われました。これを受け「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」「学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が提案され、部局長級職員以外の一般職員及び学校職員については、人事委員会の勧告のとおり改定を行ふこととなりました。

しかし、国が人事院勧告の実施を一部見送った事情や、県民意識などを総合的に勘案し、県の一般職の最高職位にある部局長級職員の給与改定は見送ることになり、今回の給与改定に伴う所要額につきましては、既定予算の範囲内で対応可能なことから、予算の補正を見送られています。

また、12月定例会では、「原油価格の高騰に関する対策を求める意見書」「特定検診及び特定保健指導の実施に係る財源確保を求める意見書」等5つの意見書が採択されました。

ワンポイント解説

■意見書とは……議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件について意見書を、国会、関係行政庁に提出することができます。(地方自治法第99条)

■決議とは……法に根拠を有しませんが、議会の独自の意思表示として行うものです。

■請願とは……国民の要望や意見を国、県および市に伝える方法の一つで、一定の要件を満たした請願書が提出されると、議長はこれを受理して、直近の本会議において所管の委員会に付託します。付託された委員会では、必要に応じて執行機関および参考人からの意見を聞くなど、慎重に審査します。

委員会で結論が出されたものは本会議で委員長により報告され、その報告を踏まえ最終的な結論(採択か不採択など)が出されることとなります。

大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドラインが定められました。

地域の関係者が一体となつて商業の活性化を!

地域の商業を「元気」にしよう!

平成18年にまちづくり三法が見直され、それぞれの地域がまちづくりを進める中で商店街の活性化を図るという基本的方向性が打ち出されました。

しかし、大型店、チェーン店の地域商業への貢献は、防災、環境面等の地域貢献に比べる一層の貢献を働きかける必要があります。

そこで、県は、このほど、「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」を策定し、地域商業への貢献を求めていくとともに、県、市町村、商工団体、商店街が何をすべきか、その役割を具体的に示しました。

この策定には大山しのぶ県議も大いに意見を述べ、各方面に働きかけをして参りました。

大山しのぶ県議は、これからも、このガイドラインの効果を見ながら、地域の商業を「元気」にするために積極的に働きかけていく所存です。

ガイドラインの対象： 大型店、チェーン店とは？

「**大型店**」とは、大規模小売店立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗（店舗面積が1,000m²を超える小売店舗）。

「**チェーン店**」とは、日本チェーンストア協会の通常会員企業又は社団法人日本フランチャイズチェーン協会の正会員企業の店舗をいいます。これらは、事業規模、事業展開等で、地域に対して影響が大きく、大型店、チェーン店は、広域行政体である県が包括的に対応可能であることから、このほど、県が対象として絞り込んだものです。

地域商業貢献への 中身とは？

地域商業貢献のために、ガイドラインでは、大型店、チェーン店へは、次のことを求めています。

(1)まちづくりへの協力

- ①地方自治体が進めるまちづくり計画等の策定への協力
- ②中心市街地活性化のために実施される各種取組みへの参画・協力
- ③まちづくり協定等への協力・配慮
- ④地域の祭りや各種行事への参加・協力
- ⑤地域のコミュニティスペースの提供
- ⑥退店、撤退時における地域への早期の情報提供

(2)商店街、商工団体への参画

- ①商店街、商工団体への加入
- ②商店街、商工団体が実施する共同事業への協力

県、市町村、商工会、 商店街の役割

このガイドラインの中では「県」は、地域商業貢献促進のため適切な支援を行ない、必要な場合は、調整役として積極的に対応することを明記し、「市町村」はまちづくりの中心的な役割を担うものとして、実行と調整役として働きます。

「商工団体」は、地域商業貢献活動が、実施されるよう支援に努め、「商店街」は、身近な買い物の場の担い手として、自ら様々な活動を開催するなど努めます。

また「商店街」は、大型店、チェーン店に対して、自ら率先して、活動内容等を提示し、「商店街」への加入促進等を積極的に働きかけるものとされています。



編集後記

編集後記 新年おめでとうございます。「風」もおかげさまで24号を数えるまでになりました。途中何度かスタイルを変更しましたが、いかがでしょうか?今年は編集方針をさらに練って、大山県議の活動をよりつぶさに伝えられるよう、編集部も頑張って参ります。本年もどうぞよろしくお願いします。

大山忍(おおやま・しのぶ)プロフィール

- 昭和32年6月5日 八潮市八潮生まれ(50歳) ●八潮町立第三小学校(現・八潮市立八幡小学校)～草加市立高砂小、私立早稲田中学・早稲田高校を経て、成蹊大学工学部卒。 ●昭和61年から国会議員秘書経験12年。 ●平成9年八潮に戻り、家業の農業を継ぐ。 ●平成12年、埼玉県議会議員に初当選。(現在3期) ●現在、県議会・環境農林常任委員会委員、地域振興対策特別委員会委員長、予算特別委員会委員、図書室委員会委員、八潮市体育協会副会長を務める。



埼玉県議会議員 大山しのぶ 連合後援会

→ホームページをご覧ください。 <http://www.s-oyama.com>

埼玉県八潮市八潮2-18-8 パークアヴェニューK 電話 048-994-6000 Fax.994-6001

再生紙使用 ©PASS®2008 デザイン・意匠等の無断転用を禁じます。

大山しのぶ・ご意見募集

FAX番号は 048-994-6001

埼玉県をもっとステキにしたい。政治をもっと身近にしたい。こんな思いで、埼玉県から新しい風を起こすため、活動しています。ご意見、ご要望、メッセージをご記入の上、事務所宛にファックスでお送り下さい。